○○市（町・村）介護職員初任者研修支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に定める介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）の修了者の確保及び定着を図るため、初任者研修の受講者に対し、予算の範囲内において受講料を補助することについて、○○市（町・村）補助金等に関する規則（○○年○○号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

　　一　初任者研修（令和２年４月１日以降に開講するものに限る。）の受講料を負担して当該研修を受講し、修了した者

　　二　受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者

　　三　初任者研修を修了した日から３か月以内に○○市（町・村）内において介護等の業務（昭和63年２月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添２に定める業務をいう。以下同じ。）を行う事業所等に就業し、かつ、当該事業所等において３か月以上継続（就業先の人事異動等により、その意思によらず他の事業所等において介護等の業務に従事した場合を含む。以下同じ。）して介護等の業務に従事した者。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所において継続して介護等の業務に従事する場合は、初任者研修を修了した日から起算して３か月以上継続して介護等の業務に従事した者

２　前項の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

　　一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　二　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　三　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

　　四　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

　　五　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

　　六　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

　　七　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

　　八　暴力団員と密接な交友関係を有する者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した初任者研修を受講するための受講料（研修実施事業者から購入する教材費を含む。）とする。ただし、補講に要した受講料はこれを含めない。

（補助金額）

第４条　補助対象経費に対する補助金額は、補助対象者１名につき５万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、○○市（町・村）介護職員初任者研修支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長（町長・村長）が別に定める期日までに提出するものとする。

一　介護施設の就労証明書（別紙様式１）

二　暴力団排除に関する誓約書（別紙様式２）

三　研修修了証明書の写し

四　受講料等の領収書の写し

（交付決定）

第６条　市長（町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときには、補助金の交付及び額を決定するものとし、○○市（町・村）介護職員初任者研修支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第２号）により通知するものとする。

２　前項の審査の結果、補助金の交付が適当と認められない場合は、○○市（町・村）介護職員初任者研修支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　第６条第１項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、請求振込依頼書（別記様式第４号）により、補助金の支払を市長（町長・村長）に請求するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長（町長・村長）は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、市長（町長・村長）が別に定める。

附　則

　この要領は、令和○年○月○日から施行する。